

Q1 後継者がいないので経営している持分のある社団医療法人を第三者に譲り渡すことも選択肢の一つと考えるようになりましたが、出資金の払戻しによる譲渡の進め方や手続を教えてください。また、その場合に税金はどのようにかかってきますか。

A

ポイント

- (1) 第三者に承継しようとする医療法人の資産、負債の内容を固めて承継金額を決め、承継者と価格その他の条件交渉を行い、合意ができたなら社員総会を開催します。
- (2) 出資持分の払戻しによる承継は、引き渡す側が退社し、引き受ける側が入社、出資する形式で行われ、出資者が退社時、出資持分の時価評価額の払戻請求をします。
- (3) 課税関係については、払戻された金額から設立当初の出資金額を差し引いた金額が配当所得とみなされ、総合課税の対象となり所得税の累進税率が適用されます。

1. 持分のある社団医療法人をM&Aにより売却する方法と税務上のメリット・デメリット

売却の方法	税務上のメリット・デメリット
出資金の払戻し ・新規出資	現状の出資金を全額払い戻し、同時に購入者が新規に出資する形態。退職金の支払による評価の引き下げとセットで利用されることが多い。総合課税となるため、みなし配当となる金額が多額になると売却サイドでは不利になる。
出資金の譲渡	地方税を含め20%の分離課税で売却サイドではメリットとなる場合が多い。
事業譲渡 (営業譲渡)	引き継ぐ資産・負債を任意に設定でき、時価を超える支払額を暖簾として計上償却できる点で購入サイドにメリットがある。売却サイドでは残務整理が必要。
合 併	暖簾の計上が可能な点は購入者にメリットがあるが簿外負債発生の可能性有。

2. 出資金の払戻し・新規出資の形で譲渡する場合の進め方、手続きのおおまかな流れ

(1) 承継内容・金額の決定、価格その他の条件交渉

承継内容を決めることから始めることとなりますが、あらかじめ、銀行やコンサルタントなどの仲介業者（相談先）を選び契約すると、買手探しをはじめM&Aをスケジュール化して進めていく上で有効といえましょう。承継内容については、例えば土地や建物が理事長所有で医療法人に貸し付けている場合には、承継前に予め医療法人に譲渡しておくか承継後にその財産を承継者に譲渡するかということや理事長等への退職金の支払い、納税引当金の設定等といったことを決めなければなりません。特に退職金の支払いは、それによって出資金の評価額が下がってM&Aが進めやすくなり、また、優遇されている退職金税制のメリットも受けられます。

医療法人の承継内容を固めたら、次に承継金額を決定しますが、評価に当たっては純資産方式、収益方式、比準方式などの未公開株式等の評価方法が参考になります。

承継金額をシミュレートしたら、承継者との価格交渉を行います。また、その他の条件、例えば、土地・建物の所有や現従業員の雇用といったことについて交渉する場合があります。

(2) 出資の承継・役員交代

承継金額、その他の条件について合意したら、合意内容の覚書を締結します。

合意ができれば、次に社員総会を開催しますが、社員総会では社員・出資者と役員を交代します。そして理事会を開催して、新たに理事長を選任します。このとき、社員総会、理事会の議事録をはじめ出資払戻請求書及び出資申込書等の書類を作成します。

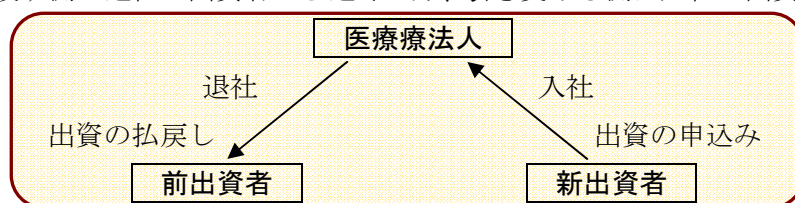
(3) 理事長の変更登記、役員の変更届、利害関係者への連絡

医療法人の理事長が変更された場合には、法務局で変更登記をしなければなりません。その後、都道府県知事へ役員（理事長、理事、監事）の変更届、社会保険事務所他諸官庁への変更の届出が必要です。なお、都道府県の関係部署とは事前打合せも必要です。社員総会で医療法人の承継が決定したら、取引銀行や仕入先等の利害関係者へは理事長交代後すみやかに連絡します。

3. 出資持分の承継と出資払戻金額にかかる所得税

(1) 医療法人の出資持分の承継

医療法人の出資金の払い戻し・新規出資による承継は、出資者の交代により行われ、下図のように引き渡す側が退社し出資者から退く一方、引き受ける側は入社し出資者に入る形式をとります。



この過程で、定款の規定により、社員資格を喪失した前出資者は出資額に応じて評価額に於いて評価額の払戻しを受け、新出資者は入社時に払戻金額と同額をもって出資の申込みを行います。

したがって、出資持分を承継するにあたっては、前出資者と新出資者の間には金銭のやりとりは直接生じてこないことになります。

(2) 出資持分の払戻しを受けたことに伴う配当所得課税

退社した場合の払戻金額は、退社時点で医療法人全体の出資持分を時価評価した金額によることになります。この払戻金額のうち当初の出資金額を超える部分については、配当所得とみなされて総合課税の対象となります。配当所得は、給与所得や不動産所得等の他の所得と合算して、所得税・住民税合計で最高50%の超過累進税率が適用されます。

$$\text{配当所得} = \text{退社に伴う出資払戻金額} - \text{当初の出資金額}$$

設例 医療法人の設立時の出資金1,000万円を100%所有している理事長が、医療法人を第三者に譲渡することになり、出資持分の評価額4,000万円が出資の払戻しを受け、退社した場合の配当所得の計算は次のようになります。

$$\text{配当所得} \quad 4,000\text{万円} - 1,000\text{万円} = 3,000\text{万円}$$

3,000万円が他の所得と合算されて総合課税の対象となります。

医療法人は、医療法上、非営利法人と位置づけられ、出資者への剰余金の配当が禁止されて

いるため、利益は医療法人の内部に蓄積され出資持分の評価は高くなっていきます。そのため、退社した場合、剰余金の配当が、退社時にまとめて行われることになるわけです。

なお、医療法人の承継を検討する場合、出資持分の評価だけではなく、払戻しを行った場合の他の所得を含めた総合課税の税額と手取金額のシミュレーションを行っておくことが大切です。

Q2 平成19年度の税制改正で、住宅ローン減税について改正があったようですが、具体的にどのように変わったのでしょうか。

A

ポイント

- (1) 平成19年度の改正で、マイホームを取得して平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合について15年間の税額控除の特例が創設され、従来の制度との選択適用ができることとなりました。
- (2) この改正は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う住宅ローン減税効果確保のための特例措置で、いずれを選択するかについては、10～15年間の収入（所得税）やローン残高の推移見込から税額控除額を試算して有利な方ということになります。

1. 住宅ローン減税の控除額の特例の創設

(1) 改正の概要

- ① 平成19年度の税制改正で、住宅の取得等をして平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合について、15年間の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設され、従来の制度との選択適用となりました。

【創設された特例の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率】

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成19年	15年間	2,500万円以下の部分	・1年目から10年目まで 0.6% ・11年目から15年目まで0.4%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	同上

参考 従来の住宅借入金等特別税額控除

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成19年	10年間	2,500万円以下の部分	・1年目から6年目まで 1% ・7年目から10年目まで0.5%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	同上

- ② 所得税から個人住民税への税源移譲が行われるのに合わせて、平成18年度の税制改正で平成19年以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成11年から

平成18年までに入居した者)については、所得税において控除しきれない金額については翌年度分の個人住民税を減額することにより調整することとされました。

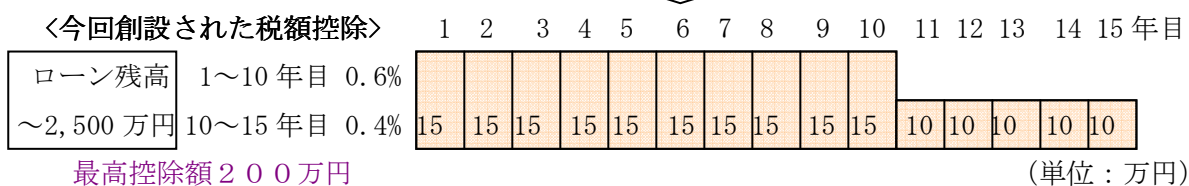
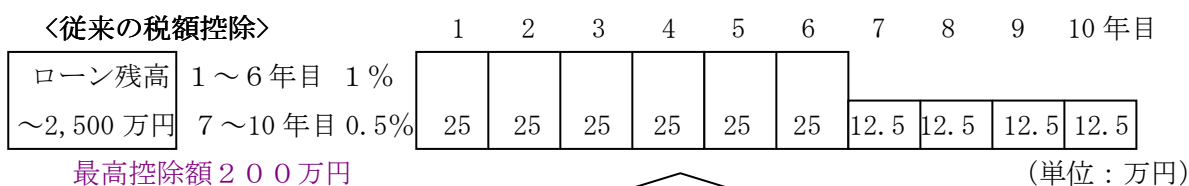
- ③ 今年度の改正によって、平成19年1月以降の住宅の取得等に対しては、税源移譲のための個人住民税による住宅ローン減税は適用されないこととなります。

2. 従来の住宅ローン減税と創設された特例の選択上の留意点

- ① 下図は、従来の税額控除と今回創設された税額控除の特例の控除期間中における各年別限度額を表していますが、この限度額いっぱいの税額控除が受けられるのは控除期間の最終年まで住宅ローンの各年末残高が平成19年居住分であれば2,500万円、平成20年居住分であれば2,000万円以上である場合です。他方、税額控除できる所得税が図に表された各年の金額以上なければ控除しきれない部分が出てきて、住宅ローン控除をフルに受けられません。
- ② したがって、マイホームを新築して10年ないし15年間の収入の増減や住宅ローンの残高見込みから実際控除額の見込みを試算してトータルで多い方を選択するとよいでしょう。
- ③ 所得税が多い場合や住宅ローンが少なく借入期間が短い場合は従来の10年間の控除が有利であるケースが多く、それ以外の場合は創設された15年の控除が有利であるケースが多いと言えますが、いずれにしても、ローン残高と所得税額の関係から、最高控除額（平成19年分200万円、平成20年分160万円）の税額控除を受けられるケースは少ないでしょう。

【年別控除額の限度比較（限度いっぱい控除できる場合）】

平成19年居住分



平成20年居住分

